

「京都市脱炭素地域創出促進事業」業務仕様書

1 目的

本市では、国の地域脱炭素ロードマップに基づき、都市部ならではの地域脱炭素モデルを創出するべく、脱炭素先行地域の選定を目指している。2050年CO₂排出量正味ゼロを目指す本市にとって、脱炭素先行地域の創出にチャレンジすることは、脱炭素で持続可能な千年都市の実現に向けた道筋の第一歩であり、同先行地域の取組を、市全域に脱炭素転換を波及していくための起点づくりと捉え、京都の町並みを構成する多様な場所で、多層的に脱炭素化を展開していく。

2 事業概要

本事業では、京都のまちの特性を活かした地域分散型のエネルギーモデルの在り方を検討し、「京都市脱炭素先行地域計画」として、一部の先行地域において、2030年までに同モデルを実現するために必要な調査及び実施に向けた検討を行うものである。併せて、脱炭素先行地域に続く新たな地域の創出に向けて、必要な支援を行う。

3 業務委託の内容

(1) 京都市脱炭素先行地域計画に関する調査及び検討

環境省による脱炭素先行地域の応募（第2回）に向けて、伏見エリア※（約39,000m²）を活用して、住宅を中心とする脱炭素先行地域を創出するに当たり、屋根置き太陽光発電設備を主力とする需給一体型の地域分散型のエネルギーモデルを調査し、先行地域として足る先進性を備えた実施手法を検討すること。また、既存街区の取組として、京都の町並みを構成する文化遺産及び商店街等を対象に、脱炭素なものへ転換するための手法を検討すること。

※「伏見エリア」は、以下に掲載されている伏見工業高等学校及び敷地東側の上下水道局所管敷地とする。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000163467.html>

京都市情報館：有効活用に向けた市有地情報の公開について

- ・売却も含めた活用方法の検討を進める市有地一覧（エクセルファイル）
- ・現在、全面的に利用（貸付中のものを含む。）しているが、将来的な活用方法の検討を行う市有地
- ・資産名：伏見工業高等学校

※上記計画は、現段階での案であり、変更する可能性がある。

(2) 脱炭素地域創出支援

(1)の京都市脱炭素先行地域計画に続く“新たな地域”の創出を図るため、太陽光発電設備など再生可能エネルギーを最大限に域内で利用できる地域・施設の調査・検討を行うこと。また、候補となる地域・施設において、

民生部門の電力消費に伴う CO₂ 排出量正味ゼロの実現可能性や採算性等の調査を行うこと。

4 業務委託期間

契約日の翌日から令和5年3月31日（金）まで

5 成果品の提出等

本市に納品する成果品は、以下のとおりとする。また、紙資料（ファイルに綴じ背表紙を付けること）については2部提出し、電子データはCD-ROMに収録して提出すること。

なお、成果品の著作権は本市に帰属するものとし、業務完了後は本市の承諾を得ずに、本業務によって得られた成果品をはじめとする各種資料は保持しないこととする。

- (1) 業務報告書
- (2) その他本市監督員が指示するもの
- (3) 本業務で取得、利用又は作成した資料

※ 電子データはMicrosoft Word, Microsoft Excel, Microsoft Power Point, Adobe Acrobat を基本とする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市監督員と協議を行う。

6 業務の進め方

- (1) 本委託業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、事前に業務計画書及び業務工程表を提出し、本市の承諾を受けるものとする。
- (3) 業務の実施に当たり、業務の遂行に係る実施体制を示すとともに、業務を統括する業務責任者を定め、担当者の指揮及び業務の円滑な進捗に努めるものとする。
- (4) 業務の実施に当たっては、適宜、本市と協議を行うこと。また、月1回程度、本市に作業の進捗状況等を報告するとともに、令和4年7月に京都市脱炭素先行地域計画の中間とりまとめを実施し、本市へ報告することとする。なお、中間とりまとめの時期は状況により前後することがある。
- (5) 業務の実施に当たっては、本市が実施するその他の再エネ導入事業等の関連事業と連携し、効率的かつ効果的な業務執行を意識して進めるものとする。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。
- (7) 本業務で知り得た業務上の秘密に係る事項について、漏洩してはならない。本業務の完了後も同様とする。

- (8) 仕様書の内容について疑義が生じた場合又は、本事業に係る業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、本市と協議のうえ、業務を進めることとする。

7 その他

受託者は、業務完了後、成果品に不備があった場合、本市の指示により受託者の負担において再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。